

福岡県公報

令和 6 年 7 月 26 日
第 516 号

目 次

告 示 (第453号 - 第473号)

- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の全部の解除 (環境保全課) …………… 1
- 土地区画整理組合の定款の変更の認可の告示の訂正 (都市計画課) …………… 2
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) …………… 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) …………… 2
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂 防 課) …………… 3
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) …………… 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) …………… 3
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) …………… 3
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂 防 課) …………… 4
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂 防 課) …………… 4
- 指定納付受託者の指定 (税 務 課) …………… 4
- 指定納付受託者の指定 (税 務 課) …………… 5
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) …………… 5
- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) …………… 5
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) …………… 6
- 土地取用法に基づく事業の認定 (用 地 課) …………… 6
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 7
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 7

- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 8
- 指定納付受託者の指定 (薬 務 課) …………… 8

公 告

- 福岡県立精神医療センター太宰府病院の指定管理者の募集 (健康増進課) …………… 8
- 福岡県総合福祉センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県男女共同参画センターの指定管理者の募集 (福祉総務課) …………… 10
- 福岡県立ももち文化センターの指定管理者の募集 (文化振興課) …………… 12
- 土地改良区連合の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 13
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 14
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 14
- 特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了 (砂 防 課) …………… 15
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 15
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 15
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 15
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 16
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 16
- 建設業の許可の取消し (建築指導課) …………… 16

教育委員会

- 福岡県立社会教育施設の指定管理者の募集 (教育庁社会教育課) …………… 16

公安委員会

- 福岡武道館の指定管理者の募集 (警察本部教養課) …………… 18

告 示

福岡県告示第453号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により指定した形質変更時要届出区域について、汚染の除去等の措置により指定の事由がなくなったため、同条第2項の規定により、当該形質変更時要届出区域の全部について次のとおり指定を解除する。

令和6年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
中間市通谷一丁目11番35、11番37、11番43、19番25及び19番28の全部並びに11番1、11番44、19番2、19番4、19番12及び19番14の各一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
六価クロム化合物
ふっ素及びその化合物
- 3 規則第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
規則別表第6の1の項の下欄に規定する汚染の除去等の措置（同表の4の項の下欄の二に規定する土壤汚染の除去）

福岡県告示第454号

土地区画整理組合の定款の変更の認可（令和6年6月福岡県告示第382号）において、事務所の所在地及び変更の内容に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

令和6年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 組合の名称
粕屋町大隈西土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
糟屋郡粕屋町大字大隈1229番地
- 3 設立認可の年月日

令和5年8月15日

4 変更の内容

事務所の所在地を次のように変更する。

糟屋郡粕屋町大字大隈1110番地1

5 変更認可の年月日

令和6年6月12日

福岡県告示第455号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成23年3月福岡県告示第481号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 区域の名称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|------------------------|---------------------|
| 上有木2 | 宮若市上有木（別紙図面1に示す区域のとおり） | 土石流 |

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第456号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成23年3月福岡県告示第482号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 区域の名称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------|--------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 上有木 2 | 宮若市上有木（別紙図面 1 に示す区域のとおり） | 土石流 | 別紙図面 1 に記載する表のとおり |

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第457号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 6 年 7 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 区域の名称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|----------|--------------------------|---------------------|
| 上有木川 - 2 | 宮若市上有木（別紙図面 1 に示す区域のとおり） | 土石流 |

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第458号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年2月福岡県告示第153号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 6 年 7 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 区域の名称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|-----------|---------------------|
| | | |

| | | |
|----------|--------------------------------|---------|
| 金隈(f)- 2 | 福岡市博多区金の隈一丁目（別紙図面 1 に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
|----------|--------------------------------|---------|

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第459号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年2月福岡県告示第154号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 6 年 7 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 区域の名称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|----------|--------------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 金隈(f)- 2 | 福岡市博多区金の隈一丁目（別紙図面 1 に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面 1 に記載する表のとおり |

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第460号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成27年12月福岡県告示第1024号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 6 年 7 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 区域の名称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|-----------|---------------------|
| | | |

| | | |
|----------|--------------------------------------|---------|
| 金隈(f)- 1 | 福岡市博多区金の隈一丁目及び大字金隈（別紙図面 2 に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
|----------|--------------------------------------|---------|

備考 別紙図面 2 は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第461号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成27年12月福岡県告示第1025号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 6 年 7 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 区域の名称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|----------|--------------------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 金隈(f)- 1 | 福岡市博多区金の隈一丁目及び大字金隈（別紙図面 2 に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面 2 に記載する表のとおり |

備考 別紙図面 2 は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第462号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 6 年 7 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 区域の名称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|--------------------------------|---------------------|
| 金隈- 1 | 福岡市博多区金の隈一丁目（別紙図面 1 に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |

| | | |
|-------|--------------------------------|---------|
| 金隈- 2 | 福岡市博多区金の隈一丁目（別紙図面 2 に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
|-------|--------------------------------|---------|

備考 別紙図面 1 から 2 までは省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第463号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 6 年 7 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 区域の名称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------|--------------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 金隈- 1 | 福岡市博多区金の隈一丁目（別紙図面 1 に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面 1 に記載する表のとおり |
| 金隈- 2 | 福岡市博多区金の隈一丁目（別紙図面 2 に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面 2 に記載する表のとおり |

備考 別紙図面 1 から 2 までは省略し、その図面は福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第464号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 6 年 7 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定納付受託者として指定する者の名称及び事務所の所在地
 - (1) 名称

株式会社さとふる

(2) 事務所の所在地

東京都中央区京橋二丁目2番1号

京橋エドグラン13階

2 対象となる歳入

さとふる寄附金

3 指定した日

令和6年4月1日

福岡県告示第465号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定納付受託者として指定する者の名称及び事務所の所在地

(1) 名称

PayPay株式会社

(2) 事務所の所在地

東京都千代田区紀尾井町1番3号

2 対象となる歳入

さとふる寄附金

3 指定した日

令和6年4月1日

福岡県告示第466号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55

条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 | サービス項目 |
|--------|--------|--------------|--------|--------|
| 朝倉居113 | 小田調剤薬局 | 朝倉市小田1494番地3 | R6・4・1 | 居管 |

福岡県告示第467号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

| 指定番号 | 旧名称 | 新名称 | 所在地 | 変更年月日 |
|------|--------|----------|----------------------|--------|
| 京居71 | ホステル京都 | ウェルファみやこ | 京都府みやこ町豊津字台ヶ原2121番地4 | R6・3・1 |

2 所在地の変更

| 指定番号 | 名称 | 旧所在地 | 新所在地 | 変更年月日 |
|-------|---------------|--------------|------------------------|--------|
| 飯居446 | 訪問看護ステーションいろは | 飯塚市椋本594番地82 | 飯塚市鯉田2359番地2 | R6・6・1 |
| 大支85 | ∞無限大ケア | 大牟田市中町一丁目3-8 | 大牟田市天神町2-3 山恵マンション113号 | R1・5・1 |

| | | | | |
|-------|-----------------------|---------------------|------------------|----------|
| 北居28 | 医療法人井上会ヘルパーステーションさわやか | 糟屋郡篠栗町大字尾仲94番地 | 糟屋郡篠栗町田中一丁目10番1号 | R5・11・11 |
| 田川居68 | 有限会社優愛介護サービス | 田川郡香春町大字中津原1257番地15 | 田川郡香春町大字中津原812番地 | R6・1・1 |

福岡県告示第468号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|-------|-----------------|---------------|---------|
| 直介薬81 | つばさ薬局 | 直方市大字山部491-15 | R6・6・30 |
| 直介訪4 | あゆみ直方訪問看護ステーション | 直方市大字山部喜藤太504 | R6・6・30 |

福岡県告示第469号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

令和6年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 起業者の名称
朝倉市
- 事業の種類
朝倉市国民健康保険直営診療所建設事業
- 起業地

(1) 収用の部分
福岡県朝倉市古毛字谷口地内

(2) 使用の部分
なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第24号に掲げる「地方公共団体が設置する診療所」事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である朝倉市は、現在医療法に基づく開設許可を得て朝倉市国民健康保険直営診療所（以下「朝倉診療所」という。）を運営しており、令和6年度朝倉市国民健康保険特別会計において、既に予算措置を講じていることから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、朝倉市が既存の朝倉診療所を朝倉市古毛字谷口地内に移転、新築するものである。

同市は、平成18年3月に旧甘木市、旧朝倉町、旧杷木町が合併した都市であり、朝倉診療所は昭和24年、合併前の旧朝倉町（当時の朝倉村）において、医療機関の少ない地域の診療所として公営の国民健康保険直営診療所として開設された。その後、昭和48年に診療所施設が改築され、外来診療はもとより、誕生月健診をはじめ予防医療に積極的に取り組んできた。合併後も、地域医療及び予防医療に取り組み、朝倉市民の健康保持増進に寄与している。

しかし、朝倉診療所は昭和48年の改築から50年が経過し、コンクリートの劣化による躯体の欠損や、給排水管の一部を利用停止するなどの衛生面の問題が発生しており、施設の老朽化が課題となっている。また、施設内がバリアフリーに対応できていないことや医療検査の多様化と高度化によって施設内の動線が非効率になっていることなど、患者の受診環境の改善が課題となっている。

このような状況に対処するため、令和5年4月に朝倉市国民健康保険直営診療所施設整備計画（以下「整備計画」という。）を定め、朝倉診療所の移転・改築を計

画したものである。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、診療所の建物や設備の老朽化や狭隘化が解消され、施設の動線が効率的になるため、充実した感染症対策や介護予防、予防医療を行うことができる。また、災害時における一時避難所としての役割が期待できることや、スロープや手すりを設置することでユニバーサルデザインの実現を果たし、誰もが利用しやすい施設となることが期待できる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護のための特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられないため、軽微なものであると認められる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、立地条件、経済性、利便性等から2案について検討が行われている。申請案と他の案を比較すると、申請案は立地条件に優れ、ハザードマップの浸水区域外であり、事業費は安価であることから、社会的、経済的及び技術的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

朝倉診療所は、朝倉地域（旧朝倉町内）で2カ所しかない診療所の1つであり、地域医療を支える重要な役割を担う施設である。また、現診療所施設では、老朽化等の影響により受診環境が十分に整備できていないことから、医療サービス向上のためにも本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、朝倉市から申請のあった朝倉市国民健康保険直営診療所建設事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所
朝倉市国民健康保険直営診療所（朝倉市保険年金課）

福岡県告示第470号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年7月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|-----------|------------------------------------|
| 京 築 | 行 橋 添 田 線 | 行橋市門樋町2552番1先から 行橋市門樋町2553番2先まで |

福岡県告示第471号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和6年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊前市大字川内773、1062、1163、1189の4、3829の1、3829の2、3831
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第472号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和6年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

京都郡みやこ町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第473号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定納付受託者として指定する者の名称及び事務所の所在地

(1) 名称

株式会社DGフィナンシャルテクノロジー

(2) 事務所の所在地

東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号 デジタルゲートビル10階

2 対象となる歳入

登録販売者試験手数料

3 指定した日

令和6年7月16日

公 告

公告

福岡県立精神医療センター太宰府病院の指定管理者を次のとおり募集する。

令和6年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定管理者が管理を行う施設

| 名 称 | 所 在 地 |
|-------------------|---------------|
| 福岡県立精神医療センター太宰府病院 | 太宰府市五条三丁目8番1号 |

2 予定される指定の期間

令和7年4月1日から令和17年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの要件）を全

て満たしていること。

(1) 福岡県内に主たる事務所又は病院を置く法人であって、次のアからオまでのいずれかに該当するもの。

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する者（市町村を除く。）

イ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人のうち医学部を置く大学を設置しているもの

ウ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人のうち病院を開設しているもの

エ 一般社団法人又は一般財団法人のうち精神保健医療の向上又は病院の運営を目的とするもの

オ 医療法第39条第2項に規定する医療法人のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第19条の8に規定する指定病院の指定を受けている病院を開設しているものであって、病床を300床以上有するもの

(2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指定停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

(1) 福岡県立精神医療センター太宰府病院（以下「太宰府病院」という。）における診療に関する業務

(2) 太宰府病院における使用料及び手数料の徴収に関する業務

(3) 太宰府病院の施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(5)までのいずれにも該当する者の中から太宰府病院の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

(1) 太宰府病院の管理を安定して行う能力を有するものであること。

(2) その事業計画の内容が県の精神医療の中核機関としての良質な医療の提供が図られるものであること。

(3) 他の精神科病院及び精神医療に関する団体との連携協力が円滑に得られる体制を整えているものであること。

(4) その事業計画の内容が太宰府病院の利用を促進し、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(5) 精神医療に関する知識及び経験を有する必要な数の職員を確保する見込みがあること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとする者は、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる

書類を添えて、「ふくおか電子申請サービス (<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/>) を利用し、電子データで提出すること（データによる提出が難しい場合は、事前に相談すること）。

ア 事業計画書

イ 法人の事業及び活動内容に関する書類

ウ 法人の財務状況に関する書類

エ 開設している病院がある場合は、その事業実績に関する書類

オ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

令和6年7月26日（金）午前9時00分から同年9月24日（火）午後5時45分まで

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請があった者の中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領は、この公告の日から令和6年9月24日（火）まで（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で配布するほか、県のホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(5) 説明会の開催

下記のとおり説明会を開催する。詳細については、募集要領又は県のホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）を参照のこと。

ア 日時

令和6年8月9日（金）午後2時00分から

イ 場所

太宰府病院（太宰府市五条三丁目8番1号）

7 その他

県は、指定管理者と太宰府病院の管理に関する協定を締結し、管理に関する経費に

ついては、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室（行政棟北棟2階）

電話 092-643-3265 ファクシミリ 092-643-3271

E-mail kokoro@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県総合福祉センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県男女共同参画センター（クローバープラザ）の指定管理者を次のとおり募集する。

令和6年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定管理者が管理を行う施設

| 名称 | 所在地 |
|--|--------------|
| 福岡県総合福祉センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県男女共同参画センター | 春日市原町三丁目1番7号 |

2 予定される指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないとするときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからクのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札

の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで応募する場合の各構成員は、本募集への単独応募又は他のグループでの応募を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

(1) 福岡県総合福祉センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県男女共同参画センター（以下、総称して「センター」という。）の利用の許可に関する業務

(2) センターの利用に係る料金の徴収に関する業務

(3) センターの諸施設の維持及び保守に関する業務

(4) 自主企画事業（施設の設置目的を効果的に達成するために、指定管理者が企画実施する事業）

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを、指定管理者として指定する。

(1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

(4) その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、「ふくおか電子申請サービス」（<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/>）を利用し、電子データで提出すること（データによる提出が難しい場合は、事前に相談すること）。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容等に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

令和6年7月26日（金）午前9時00分から同年9月24日（火）午後5時45分まで

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領は、この公告の日から令和6年9月24日（火）まで（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で配布するほか、県のホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(5) 説明会の開催

現地において、下記のとおり公募説明会を開催する。詳細については、募集要領又は県のホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）を参照のこと。

ア 日時

令和6年8月9日（金）午後1時00分から午後3時00分まで

イ 場所

クローバープラザ（春日市原町三丁目1番7号）

7 その他

県は、指定管理者とセンターの管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県福祉労働部福祉総務課総務係

電話 092-643-3244 ファクシミリ092-643-3245

E-mail fukusomu@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県立ももち文化センターの指定管理者を次のとおり募集する。

令和6年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定管理者が管理を行う施設

| 名 称 | 所 在 地 |
|---------------|------------------|
| 福岡県立ももち文化センター | 福岡市早良区百道二丁目3番15号 |

2 予定される指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの要件）を全

て満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで応募する場合の各構成員は、本募集への単独応募又は他のグループでの応募を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

(1) 福岡県立ももち文化センター（以下「センター」という。）の利用の許可に関する業務

- (2) センターの諸施設の維持及び保守に関する業務
(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
(2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
(4) その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、「ふくおか電子申請サービス」(<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/>)を利用し、電子データで提出すること(データによる提出が難しい場合は、事前に相談すること。))。

- ア 事業計画書
イ 収支計画書
ウ 団体の事業及び活動内容に関する書類
エ 団体の財務状況に関する書類
オ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

令和6年7月26日(金)午前9時00分から同年9月24日(火)午後5時45分まで

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。
募集要領は、この公告の日から令和6年9月24日(火)まで(ただし、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条に規定する休日を除く。)の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で配布するほか、県のホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)からダウンロードすることにより入手することができる。

(5) 説明会の開催

下記のとおり説明会を開催する。詳細については、募集要領又は県のホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)を参照のこと。

ア 日時

令和6年8月21日(水) 午前10時00分から正午まで

イ 場所

福岡県立ももち文化センター 特別会議室

7 その他

県は、指定管理者とセンターの管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県人づくり・県民生活部文化振興課文化第二係

電話 092-643-3383 ファクシミリ 092-643-3347

E-mail bunshin@pref.fukuoka.lg.jp

公告

筑後川下流土地改良区連合から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和6年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

| 氏名 | 住所 |
|-------|-------------------------------|
| 緒方 岩美 | 久留米市荒木町荒木367番地 1 |
| 室岡 豊 | 久留米市三潞町田川2067番地 3 |
| 下坂 利通 | 久留米市城島町六町原341番地 2 |
| 内田 英夫 | 久留米市大善寺町宮本1136番地 1 |
| 坂本 好教 | 筑後市大字折地725番地 |
| 栢島 練二 | 柳川市南浜武422番地 1 |
| 久保 泰道 | 柳川市三橋町百町205番地 1 |
| 鬼丸 岳城 | みやま市瀬高町文廣1165番地 |
| 金子 健次 | 柳川市三橋町磯鳥295番地 1 |
| 西田 正治 | 筑後市大字山ノ井44番地ルグラン羽犬塚駅前706号 |
| 倉重 良一 | 大川市大字酒見523番地 4 (セントパール大川701号) |

2 退任監事

| 氏名 | 住所 |
|-------|---------------------|
| 廣松 栄治 | 三潞郡大木町大字三八松2255番地 4 |
| 大坪 久馬 | 大川市大字鐘ヶ江448番地 |
| 石橋 直美 | 大川市大字向島526番地 |

3 就任理事

| 氏名 | 住所 |
|--------|-------------------|
| 緒方 岩美 | 久留米市荒木町荒木367番地 1 |
| 室岡 豊 | 久留米市三潞町田川2067番地 3 |
| 下坂 利通 | 久留米市城島町六町原341番地 2 |
| 津留崎 良一 | 久留米市大善寺町藤吉825番地 |
| 坂本 好教 | 筑後市大字折地725番地 |

| | |
|-------|-------------------------------|
| 栢島 練二 | 柳川市南浜武422番地 1 |
| 久保 泰道 | 柳川市三橋町百町205番地 1 |
| 鬼丸 岳城 | みやま市瀬高町文廣1165番地 |
| 金子 健次 | 柳川市三橋町磯鳥295番地 1 |
| 西田 正治 | 筑後市大字山ノ井44番地ルグラン羽犬塚駅前706号 |
| 倉重 良一 | 大川市大字酒見523番地 4 (セントパール大川701号) |

4 就任監事

| 氏名 | 住所 |
|-------|---------------------|
| 廣松 栄治 | 三潞郡大木町大字三八松2255番地 4 |
| 大坪 久馬 | 大川市大字鐘ヶ江448番地 |
| 石橋 直美 | 大川市大字向島526番地 |

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市塔原東三丁目497番1及び497番7
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑紫野市塔原西二丁目16番16号
萩尾 嘉則

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
(第一工区) 京都郡みやこ町豊津字石走り568番1及び568番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
京都郡みやこ町豊津566番地の2
社会福祉法人カトリック聖家族会
理事長 古賀 巖

公告

次の特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第18条第3項の規定により公告する。

令和6年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 | 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名(名称) |
|--------------------|---------------------------|
| 金隈(f)-1地区 | 大野城市下大利三丁目8番32号 |
| 金隈(f)-2地区 | 澁田 誠二 |

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 夜須ショッピングセンター
(2) 所在地 朝倉郡筑前町篠隈字近牟田327番1

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
異議なし

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ダイレックス朝倉店
(2) 所在地 朝倉市須川2511番地
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
届出のあったダイレックス朝倉店の変更に係る事項について、特段の問題はありません。

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 リブホール空港東店
(2) 所在地 糟屋郡志免町大字別府字角石810番16外3筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
特になし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ダイレックス志免店
- (2) 所在地 糟屋郡志免町南里七丁目521番1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
特になし

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市高雄四丁目4126番1から4126番13まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区東比恵二丁目20番22号 モンフレール東比恵2階

株式会社ワイズ

代表取締役 安松 秀利

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定に基づき、建設業の営業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和6年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和6年7月17日

2 処分を受けた者の商号等

| 商号 | 主たる営業所の所在地 | 代表者の氏名 | 許可番号 |
|-------------|---------------------------|--------|--------------------------------------|
| 株式会社ケイティホーム | 柳川市三橋町今古賀12-1 江口第一ビル1F | 津村 康介 | 令和5年9月6日 福岡県知事許可（般-5） 第111783号 |

3 処分の内容

建築一式工事業に係る一般建設業の許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

株式会社ケイティホームについては、建設業者の営業所の所在地が確知できないため、令和6年6月11日付の福岡県公報にその旨公告したが、30日を経過しても申し出がなかった。

このことは、建設業法第29条の2第1項に該当する。

教育委員会

公告

福岡県立社会教育施設の指定管理者を次のとおり募集する。

令和6年7月26日

福岡県教育委員会

1 指定管理者が管理を行う施設

以下の施設において、一括して募集を行う。

| 名 称 | 所 在 地 |
|-----|-------|
|-----|-------|

| | |
|--------------------------------------|------------------|
| 福岡県立社会教育総合センター及び福岡県立社会教育総合センター少年自然の家 | 糟屋郡篠栗町大字金出3350-2 |
| 福岡県立英彦山青年の家 | 田川郡添田町大字英彦山32-18 |
| 福岡県立少年自然の家「玄海の家」 | 宗像市神湊1276番地 |

2 予定される指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからクのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴

力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めること。ただし、グループで応募する場合の各構成員は、本募集への単独応募又は他のグループでの応募を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

(1) 諸施設の利用の許可に関する業務

(2) 諸施設の維持及び保守に関する業務

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、福岡県教育委員会が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中から各施設の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを、指定管理者として指定する。

(1) 事業計画の内容が、各施設を利用する者の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容が、諸施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

(4) その他福岡県教育委員会が各施設の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書及び次に掲げる書類をふくおか電子申請サービス（以下「電子申請」という。）を利用し、提出すること。

なお、電子申請による提出が難しい場合は、事前に8まで相談すること。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容に関する書類

- ウ 団体の財務状況に関する書類
エ その他福岡県教育委員会が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

令和6年7月26日（金曜日）午前9時00分から同年9月24日（火曜日）午後5時45分までとする。

(3) 指定管理者の指定

福岡県教育委員会は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。
募集要領は、この公告の日から令和6年9月24日（火曜日）午後5時45分までの間、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることができる。また、同期間（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で配布も行う。

(5) 説明会の開催

施設ごとに、現地において、次のとおり公募説明会を開催する。

| 名 称 | 日 時 |
|--------------------------------------|-------------------------|
| 福岡県立社会教育総合センター及び福岡県立社会教育総合センター少年自然の家 | 令和6年8月20日（火曜日）午後1時30分から |
| 福岡県立英彦山青年の家 | 令和6年8月26日（月曜日）午後1時30分から |
| 福岡県立少年自然の家「玄海の家」 | 令和6年8月30日（金曜日）午後1時30分から |

7 その他

福岡県教育委員会は、指定管理者と各施設の管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先（電子申請を除く。）、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県教育庁教育振興部社会教育課総務・文化係（行政棟北棟4階）

電話 092-643-3886 ファクシミリ 092-643-3889

E-mail ksyakai@pref.fukuoka.lg.jp

公安委員会

公告

福岡武道館の指定管理者を次のとおり募集する。

令和6年7月26日

福岡県公安委員会

1 指定管理者が管理を行う施設

| 名 称 | 所 在 地 |
|-------|-----------------|
| 福岡武道館 | 福岡市博多区東公園107番25 |

2 予定される指定の期間

令和7年12月1日から令和12年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからクのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、指定までの間にアからクのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づ

き、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めること。ただし、グループで応募する場合の各構成員は、本募集への単独応募又は他のグループでの応募を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

(1) 福岡武道館の利用の許可に関する業務

(2) 福岡武道館の施設の維持及び保守に関する業務

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、福岡県公安委員会が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中から福岡武道館の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを、指定管理者として指定する。

(1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容が、福岡武道館の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的な基盤を有しているものであること。

(4) その他福岡県公安委員会が福岡武道館の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容等に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他福岡県公安委員会が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

令和6年7月26日（金）午前9時00分から同年9月24日（火）午後5時45分まで

(3) 指定管理者の指定

福岡県公安委員会は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。

募集要領は、この公告の日から令和6年9月24日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で配布するほか、福岡県警察のホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(5) 説明会の開催

下記のとおり公募説明会を開催する。詳細については、募集要領又は福岡県警察のホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）を参照のこと。

ア 日時

令和6年8月20日（火）午後2時00分から午後4時00分まで

イ 場所

福岡武道館（福岡市中央区大濠一丁目1-1）

7 その他

福岡県公安委員会は、指定管理者と福岡武道館の管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等及び募集要領の配布場所並びに問合せ先

〒812-8576 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
福岡県警察本部警務部教養課武道館移転 P T
電話 092-641-4141 ファクシミリ 092-651-0834
電子メール kyoyo@police.pref.fukuoka.jp